

## 様式第2号（第3条関係）

## 処分基準整理票

処分名	違反車両の通行中止等の措置命令		
根拠法令名	道路法（昭和27年6月10日 法律第180号）	(条項)第47条の3第1項	
基準法令名		(条項)	
所管部署	建設部（局）	路政課（室）	審査係

- 【処分基準】
- ・文書の名称【】
  - ・掲載図書等【】
  - ・内容      ■全部記載      □一部・項目のみ記載

※道路管理者は次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、措置命令を行うものとする。

- (1) 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。
  - (ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を構すべきこと。
  - (イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。
- (2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を構すべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。
- (3) 道路管理者は、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前期(1)又は(2)の措置を構する必要がないと認められる場合は、別記様式第3により、指導警告を行うものとする。

[参考]

根拠法令 道路法第47条の3第1項

道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第1項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他の通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命じることができる。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。